

高木先生を偲んで

坂 誥 智 美

平成30(2018)年11月22日、元専修大学教授の高木侃先生が逝去されました。平成4(2012)年3月に本学を定年退職され、その後、本学大学史編集主幹として活躍されていたさ中であり、突然の訃報に関係者一同、とまどいを禁じえません。私は法制史学会や研究会などで色々とお世話になってまいりましたので、特にそう感じています。

高木先生には本学在任中、そして退職後も室報に原稿をお寄せいただきました。高木先生の後任として着任し、今村法律研究室事務局として室報発行に携わる身にあることから、室報に載せられた先生の原稿を今一度、紹介してみたいと思います。

(1) 縁切寺満徳寺資料館物語—研究小史をかねて(室報 No. 38, 2002年)

専修大学に赴任した最初の年に、研究室の求めに応じて書かれたものです。先生が三くだり半を研究することになったきっかけである群馬県重要文化財に指定されていた満徳寺文書(40件ほど)を初めて見たときのこと、散逸した満徳寺関係文書を様々な機会を通じて収集したことなど、多くの時間と金銭を投じての苦労談であるはずにもかかわらず、生き活きと描かれています。また、本学でかつて教鞭をとられていた石井良助先生とのエピソードもあります。そして廃寺となっていた満徳寺の伽藍の完全復元を目指して、まずは資料館が開館されると、初代館長に就任し、館長自らが宣伝・企画・運営をされたことなど、先生の研究者だけではない、アイディアマンとしての歩みそのものが書かれています。机上だけのものと思われがちな日本法制史が、社会に知を還元する様子がうかがえる一文となっているところに、私などは読んでいてワクワクさせられたものでした。

(2) 『蜂谷文書の翻刻と調査・研究』(室報 No. 44, 2005年)

これは室報 No. 29・30(1997・98年)に発表された前稿に続く形で出されたもので、

今村力三郎旧蔵蜂谷家文書（現・専修大学図書館所蔵）の翻刻です。前年の2004年に今村先生没後50年を記念して展示と記念講演会がなされた際、辻達也先生より継続掲載を望まれたことから本稿がなった旨の記があります。今村法律研究室では今村先生の残された訴訟記録の刊行を行っていますが、その他の史料については未整理なものが多いのが現状です。本稿のような発表を続けていきたいと思うところです。

(3) 縁切り一筋45年―離縁状八題（室報 No. 57, 2012年）

今村法律研究室と法学研究所との合同研究会での報告（2011年12月6日開催）を基に執筆されたもので、離縁状について8種の例をあげ説明されています。

特に興味深いのは、「武士の離縁状」についてです。（先生はすでに、同題名の論文を平成7（1994）年に愛知学院大学の『法学研究』第37巻第1・2号に書かれています。）というのも、高等学校の日本史教科書には「武士は離縁状を出さなかった」と書かれていたりするので、まだこの見解は一般化していないと言えます。高木先生や私の恩師である鎌田浩先生ともよく話したのですが、一度「通説」とされたものを覆すのは、本当に難しいのです。「夫専権離婚制」は今、ほとんどの日本史教科書で書かれなくなりましたが、この説が大勢となっても、教科書上の記載が変化するには20年以上かかりました。そろそろ、「武士の離縁状」についても、認知されても良いのではないかと……と改めて思うのです。

(4) 公正証書遺言のついた離縁状（室報 No. 60, 2014年）

先生が退職後に寄稿された論考です。インターネット・オークションで入手した、大正14（1925）年発行の離縁状が紹介されています。離縁状といえば、江戸時代のものと考えがちですが、明治期にも多数見られ、大正期にも少なくはなるものもあることもあり、これはその中でも「最も新しい」離縁状の例として紹介されています。本論ではさらに「内縁」の語についての見解も述べられており、興味深い内容となっています。この「内縁」の語については、「今日の意味に収斂された過程については不日あらためて論及したい」とされています。（後に『「内縁」の語義について』と題した論文が『専修法学論集』第126号、2016年に出されています。）

精力的に論究されていた先生の論考をもう見るできないのは、本当に残念でなりません。私が今村法律研究室の事務局となったことを知らせた際、「また、何かあったら原稿を出すから」と言われていたのですが、それも叶わなくなっていました。

今後は、先生の積極的な学究姿勢をお手本に、日々の研究を進めていくことがお世話になった者としての務めと思っております。

高木先生、本当に有難うございました。